

合法性・持続可能性の証明及び間伐材の確認、発電利用に
供する木質バイオマスの証明に係る事業者等認定実施要領

姫路木材協同組合
平成30年1月1日 制定

第1 目的

本実施要領は、姫路木材協同組合が平成30年1月1日に制定した「合法性・持続可能性の証明及び間伐材の確認、発電用に供する木質バイオマスの証明に関する自主的行動規範」で規定する「事業者等認定実施要領」（以下「実施要領」という。）の内容を定めるものである。

第2 本実施要領に基づく認定の対象

1 林野庁が平成18年2月に公表した「木材・木材製品の合法性・持続可能性の証明のためのガイドライン」（以下「合法性ガイドライン」という）に示された森林・林業・木材産業関係団体の認定を得て事業者が行う証明、林野庁が平成21年2月に公表した「間伐材チップの確認のためのガイドライン」（以下「間伐材ガイドライン」という）に示されたコピー用紙の原料が間伐材由来であることの確認及び林野庁が平成24年6月に公表した「発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドライン」（以下「発電用ガイドライン」という）に示された森林・林業・木材産業関係団体等の認定を得て事業者が行う証明方法により発電利用に供する木質バイオマスの証明を行おうとする事業者は、本実施要領に基づく認定を受けなければならない。

2 本実施要領に基づく認定対象者は、次の者とする。

① 姫路木材協同組合の組合員

第3 合法性・持続可能性の証明及び間伐材の確認、発電用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定申請書の提出（新規・継続・区分追加）

- 1 この実施要領に基づく認定を受けようとする事業者は、別記1-1で定める「合法性・持続可能性の証明、間伐材の確認及び発電用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定申請書（新規）」を姫路木材協同組合へ提出する。
- 2 認定有効期間（3年間）を超えて継続して認定を受けようとする事業者は、有効期間の満了する1ヶ月前までに別記1-2に定める「合法性・持続可能性の証明、間伐材の確認及び発電用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定申請書（継続）」を姫路木材協同組合に提出する。
- 3 認定期間内において区分の追加の認定を受けようとする事業者は、別記1-3に定める「合法性・持続可能性の証明、間伐材の確認及び発電用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定申請書（追加）」を姫路木材協同組合に提出する。但し、追加申請に係る認定番号および認定期間は現認定期間とする。

第4 審査及びその結果の通知

- 1 姫路木材協同組合は、本実施要領に基づく事業者の認定のため理事長が指名する審査委員会を設け、その可否を決定する。

- 2 審査委員会は、提出された「合法性・持続可能性の証明、間伐材の確認及び発電用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定申請書」の内容について、本実施要領第5の認定要件及び各ガイドラインの趣旨に基づき厳正に書類審査を実施し、認定の可否を決定する。必要がある場合は現地審査を実施する。
- 3 姫路木材協同組合は、審査結果を申請者に通知する。

第5 合法性・持続可能性の証明、間伐材の確認及び発電用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者の認定要件

事業者が認定を受けるためには、次に掲げる要件をすべて満たさなければならない。

1 分別管理

- ① 合法性ガイドラインに基づき証明する木材・木材製品（以下「合法木材」という。）及び間伐材ガイドラインに基づき確認する間伐材、発電用ガイドラインに基づき証明する間伐材由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスが互いに、かつそれ以外の木材・木材製品等（以下「その他の木材」という。）と分別して保管することが可能な場所を有していること。
- ② 入出荷、加工、保管の各段階において合法木材及び間伐材ガイドラインに基づき確認する間伐材、発電用ガイドラインに基づき証明する間伐材由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスが互いに、かつその他の木材と混在しないよう分別管理の方法が定められていること。

2 帳票管理

- ① 合法木材及び間伐材ガイドラインに基づき確認する間伐材、発電用ガイドラインに基づき証明する間伐材由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスの入出荷、在庫に関する情報が管理簿等により記録されていること。
- ② 管理の記録、証明書等が出荷後を5年間保存されていること。

3 責任者の選任

本取組の責任者が1名以上選任されていること。

第6 事業者認定書の交付及び公表

- 1 姫路木材協同組合は第4に掲げる審査により認定する事業者（以下「認定事業者」という。）に対して、別記2で定める「事業者認定書」を交付するとともに、認定事業者として登録し、その名称、代表者名、住所、認定番号、認定年月日等文書又は当組合のホームページ等に公表するものとする。
- 2 事業者認定書の有効期間は認定の日から3年間とする。

第7 証明事項の記載

- 1 認定事業者は、合法木材及び間伐材ガイドラインに基づき確認する間伐材、発電用ガイドラインに基づき証明する木質バイオマスの出荷に当たって、別記3-1の例を参考に納品書等に団体認定番号及び合法木材あるいは間伐材ガイドラインに基づき確認する間伐材、発電用ガイドラインに基づき証明する木質バイオマスであることを記載し、出荷先へ引き渡すものとする。
- 2 なお、別途証明書を作成する場合の様式は、別記3-2〇〇〇〇とする。

第8 取扱実績報告及び公表

- 1 認定事業者は、別記4で定める「合法性・持続可能性の証明、間伐材の確認及び発電用に供する木質バイオマスの証明された木材・木製品等の取扱実績報告」等により、合法性ガイドラインに基づき証明された木材・木材製品及び間伐材ガイドラインに基づき確認された間伐材、発電用ガイドラインに基づき証明された木質バイオマスの取扱等に係る前年度分（4月～翌年3月）の実績を毎年6月末までに、姫路木材協同組合へ報告する。
- 2 姫路木材協同組合は、認定事業者からの報告を取りまとめ、その概要を公表する。

第9 立ち入り検査

姫路木材協同組合は、必要に応じて、認定事業者による合法木材・間伐材ガイドラインに基づき確認された間伐材、発電用ガイドラインに基づき証明された木質バイオマスの取扱いが適正であるか否かを検査するものとし、認定事業者は、姫路木材協同組合から検査を行う旨通知を受けた場合は必要な情報を提供するなど姫路木材協同組合に協力しなければならない。

第10 認定事業者の取り消し

- 1 姫路木材協同組合は、認定事業者が次のいずれかに該当するときは、認定を取り消すことができるものとする。また、悪質と考えられる場合は、事業者名等を姫路木材協同組合のホームページ等に公表するものとする。
 - ① 証明書の記載事項に虚偽があったとき。
 - ② 認定事業者から認定の取消申請があったとき。
 - ③ 認定事業者が認定事業者の要件に適合しなくなったとき。
 - ④ 第9に定める立入調査を拒否したとき。
 - ⑤ この事業に対しあらかじめ合意した費用の負担が実行されないとき
- 2 姫路木材協同組合は、認定を取り消したときは、別記5で定める「認定事業者の取消通知書」を当該認定事業者に送付するものとする。

第11 認定等の費用負担

本認定制度の事務費並びに必要な維持費は、認定申請者及び認定事業者（継続の場合）が負担するものとし、その額、方法等は別に定める。